優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年四月二十二日付官報の号外第八十六号四十三頁に掲載されています。

平成二十三年八月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング　座間1特定目的会社

取締役　堤　一浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年九月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月二十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内　フェニックス・スリー特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億七千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年九月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月二十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内　フェニックス・フォー特定目的会社

取締役　大西　亜衣

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億三千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年九月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月二十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内　ＮＣＡＰ８特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を四億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年九月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月二十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内　ＮＣＡＰ１２特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年九月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月二十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号赤坂日ノ樹ビル税理士法人赤坂国際会計事務所内　ＮＣＡＰ１３特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

訂正公告

平成二十三年三月三十一日（号外第六十八号）掲載の高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告（中日本高速道路株式会社公告第十四号）中、八十七頁⑸①「平成18年４月１日から平成24年１月30日まで」とあるは「平成18年４月１日から平成23年７月25日まで」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年八月二十五日

名古屋市中区錦二丁目一八番一九号　中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　金子　剛一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
七四	四	一二	省令第　号	省令第四十五号

平成二十三年七月二十九日（号外第百六十五号）公布総務省令第百十号（地方税法施行規則の一部を改正する省令）

ページ	段	行	誤	正
二五四	上	一六～一五	法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第四項	同項

二五四ページ上段終りから五行目から下段一行目までは次のとおりの誤り。

から第五十一項まで」に改め、同項の表前条第三項第二号の項を削り、同表前条第五項の項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「第七項まで」を

二五五	上	七	書類の	書類（法第十条の六第一項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる要件を満たすことにつき確認した旨を記載したものに限る。）の
〃	〃	〃	書類	書類（法第四十二条の十二第一項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる要件を満たすことにつき確認した旨を記載したものに限る。）の
二六三	〃	〃	書類の写し	第一項
二六六	〃	一五	三各号」改め	各号」に改め
二六〇	下	終りから一二	第十項	同条第一項第一号中
二六一	上	終りから一四	書類の	書類（法第六十八条の十五の二第一項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる要件を満たすことにつき確認したものに限る。）の
二六二	下	終りから七	〃	〃
二六四	〃	一六	同条第一項中	当該対象年金受給者等（次項に規定する特定相続人にあつては、当該特定相続人に係る同項に規定する被相続人。ロにおいて同じ。）の
二六六	上	六	書類の	当該対象年金受給者等の
二七〇	〃	終りから六	当該対象年金受	

（原稿誤り）

二五三	下	二	四	受益者である受託者である
〃	〃	〃	〃	
〃	〃	六	〃	

二五四ページ下段表中

「

前条第五十一項	第五条	
	第三条	
前条第五十一項	第五条	
	第三条	

」は

「

前条第五十一項	第五条	
	第三条	

」の誤り。

同日（同号外）公布財務省令第三十八号（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

二七五	下	終りから一二	同項に	同項の
二八九	上	〃	一五項「	項中「

（印刷誤り）

二七六	上	四	百五十五	百四十五
二七七	〃	終りから六	「第九項の規定	「規定

同日（同号外）財務省告示第二百十九号（租税特別措置法第十条の二の三第一項各号及び第四十二条の五の二第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件）

（原稿誤り）

三〇三	下	二六	以上となる場合	以上のこれらのもの
〃	〃	二七	以上のもの	〃
〃	〃	二九	〃	〃
三〇四	上	終りから一九	法律百八十五号	法律第百八十五号
〃	下	〃 二一	合計	合計
三〇五	上	〃 一六	次項から5の項まで	次項から5の項まで
〃	下	二一	以下この表	以下この表

同日（同号外）財務省告示第二百二十号（租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三〇六	上	終りから三	ダスト貯りゅう器	ダスト貯留器

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月二十五日付第一八五号　六四ページ●同日付政府調達第一六〇号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）